

鳥獣保護員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

鳥獣保護員設置規程の一部を改正する告示

鳥獣保護員設置規程（昭和40年岩手県告示第661号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>鳥獣保護員設置規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>鳥獣保護事業</u>の円滑な運営と狩猟の適正を期するため、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づき、<u>鳥獣保護員</u>（以下「<u>保護員</u>」という。）を置く。</p> <p>(任命)</p> <p>第2条 <u>保護員</u>は、<u>保護員</u>の置かれる市町村の区域内に居住する者のうちから知事が任命する。</p> <p>2 <u>保護員</u>の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、任期中に退職し、又は解職された場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(担当地区等)</p> <p>第3条 <u>保護員</u>の担当地区は、その者の居住する市町村の区域とする。ただし、その地区の状況によりこれにより難い場合は、知事が別に定める。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 <u>保護員</u>は、その担当地区を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法第9条第7項の許可証、同条第8項の従事者証、法第15条第7項の指定猟法許可証、法第19条第3項の登録票、法第24条第5項の販売許可証、法第35条第8項の承認証、法第37条第6項の危険猟法許可証、法第60条の狩猟者登録証及び<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号）第11条の2第5項の承認証の検査並びに法第75条第2項の規定に基づく立入検査及び立入調査並びに同条第3項の規定に基づく立入検査に関すること。</p> <p>(5) その他鳥獣の保護及び狩猟の適正化のために必要と認められる事項に関すること。</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥獣保護管理員設置規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>鳥獣保護管理事業</u>の円滑な運営と狩猟の適正を期するため、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づき、<u>鳥獣保護管理員</u>（以下「<u>保護管理員</u>」という。）を置く。</p> <p>(任命)</p> <p>第2条 <u>保護管理員</u>は、<u>保護管理員</u>の置かれる市町村の区域内に居住する者のうちから知事が任命する。</p> <p>2 <u>保護管理員</u>の任期は、<u>4月1日から翌年3月31日まで</u>とする。ただし、任期中に退職し、又は解職された場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(担当地区等)</p> <p>第3条 <u>保護管理員</u>の担当地区は、その者の居住する市町村の区域とする。ただし、その地区の状況によりこれにより難い場合は、知事が別に定める。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 <u>保護管理員</u>は、その担当地区を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法第9条第7項の許可証、同条第8項の従事者証、法第15条第7項の指定猟法許可証、法第19条第3項の登録票、法第24条第5項の販売許可証、法第35条第8項の承認証、法第37条第6項の危険猟法許可証、<u>法第38条の2第6項の麻醉銃猟許可証</u>、法第60条の狩猟者登録証及び<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号）第11条の2第5項の承認証の検査並びに法第75条第2項の規定に基づく立入検査及び立入調査並びに同条第3項の規定に基づく立入検査に関すること。</p> <p>(5) その他鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟の適正化のために必要と認められる事項に関すること。</p>

2 保護員は、狩猟期間中は週2日以上、その他の期間中は月2日以上職務に従事しなければならない。

(職務内容の記録及び報告等)

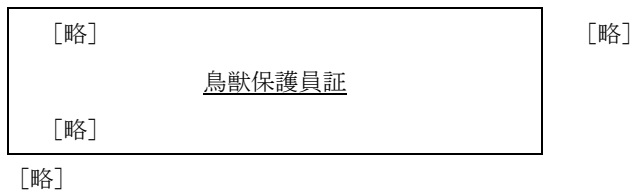
第5条 保護員は、その職務に従事したときは、鳥獣保護員手帳に当日の職務内容を記録し、速やかにこれを局長に提出して点検を受けなければならない。

(鳥獣保護員証等)

第6条 保護員は、職務従事中はその証として鳥獣保護員証(様式第1号)を携帯し、かつ、鳥獣保護員記章(様式第2号)を着用しなければならない。

2 保護員は、その職務を行うにあたり関係者の要求があるときは、鳥獣保護員証を提示しなければならない。

様式第1号(第6条関係)



2 保護管理員は、狩猟期間中は月6日以上、その他の期間中は月2日以上職務に従事しなければならない。

(職務内容の記録及び報告等)

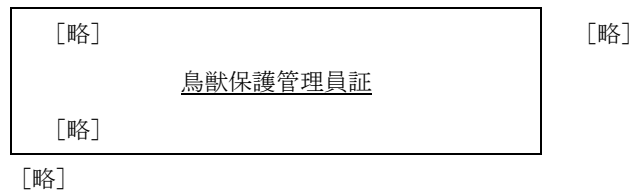
第5条 保護管理員は、その職務に従事したときは、鳥獣保護管理員手帳に当日の職務内容を記録し、速やかにこれを局長に提出して点検を受けなければならない。

(鳥獣保護管理員証等)

第6条 保護管理員は、職務従事中はその証として鳥獣保護管理員証(様式第1号)を携帯し、かつ、鳥獣保護管理員記章(様式第2号)を着用しなければならない。

2 保護管理員は、その職務を行うに当たり関係者の要求があるときは、鳥獣保護管理員証を提示しなければならない。

様式第1号(第6条関係)



備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

鳥獣保護管理員記章



- 1 大きさ 直径20ミリメートル
- 2 台地 銀メッキ
- 3 文字 「鳥獣」は銀メッキ、「保護管理員」は金メッキとする。
- 4 鳥の象形 白色七宝焼

附 則

- 1 この告示は、平成27年5月29日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に使用しているこの告示による改正前の鳥獣保護員設置規程第6条第1項の鳥獣保護員証及び鳥獣保護員記章は、この告示による改正後の鳥獣保護管理員設置規程第6条第1項の鳥獣保護管理員証及び鳥獣保護管理員記章とみなす。